



非上場株式引渡請求権の評価

—— 買主死亡の場合「株式の評価方法を準用」と判断 ——

非上場株式の売買契約を締結後に買主が死亡した場合、相続財産としての株式引渡請求権は、どのように評価するのでしょうか。税法データベースには、土地の所有権移転請求権に関する判例や裁決は多数収録されていますが、今回初めて、株式引渡請求権についての未公開裁決が収録されました。株式引渡請求権の評価は、「売買代金」によるのか、財産評価通達に基づく「株式の評価」によるのかで争われた事例です（平成18年3月22日裁決・全部取消し・F0-3-125）。

∞

∞

∞

∞

<事案の概要>

被相続人甲は、平成14年12月13日、非上場株式6522株を7174万2000円（1株当たり1万1000円）で譲り受ける旨の売買契約を締結しましたが、株式の引渡しを受ける前に死亡し、相続が開始しました。相続人らは、平成15年1月11日、遺産分割協議を成立させ、その結果、相続人乙が株式引渡請求権及び株式売買代金の支払債務を承継することになりました。

相続人らは、株式引渡請求権の価額を、財産評価通達に定める取引相場のない株式の評価方法（類似業種比準価額）により、2351万1810円（1株当たり3605円）と評価した上、株式として相続税の申告をしたところ、原処分庁が、これを否認し、請求権の価額は、売買代金と同額であるとして更正処分等をしたことから、相続人らが審査請求に及んだものです。

<国税不服審判所の判断>

審判所は、次のように判断して、請求人の主張を認め、更正処分等の全部を取り消しました。

- ① 株式引渡請求権については、財産評価通達に評価方法の定めがないことから、財産評価通達に定める評価方法に準じて評価することになるところ（財産評価通達5）、株式引渡請求権と株式の法的性格が異なることは、原処分庁の主張するとおりであるが、所有権に基づく返還請求権としての株式引渡請求権の相続財産としての経済的価値は、引渡しの対象である株式の価値と異なるところはないといふべきであるから、所有権に基づく返還請求権としての株式引渡請求権の価額の評価方法は、当該株式の評価方法に準じるのが相当である。
- ② 所有権に基づく返還請求権としての株式引渡請求権と契約に基づく株式引渡請求権との間で、価額の評価方法で取扱いを異にする合理的な理由は見出し難いといわなければならない。したがって、契約に基づく株式引渡請求権の価額の評価方法も、引渡しの対象である株式の評価方法に準じるのが相当である。
- ③ 本件株式は、取引相場のない株式であるが、その価額の評価に当たり、財産評価通達によらないことが正当として是認され得るような特別な事情（売買価額が、当事者間の主観的事情に影響されたものではなく、客観的交換価値を反映したものと評価できる事情）があるとは認められない。したがって、財産評価通達204（貸付金債権の評価）を準用し、上記価額は売買代金相当額であるとする原処分庁の主張は採用できない。
- ④ そこで、財産評価通達178及び179の（1）に従って、類似業種比準価額により、株式引渡請求権の相続開始時の価額を評価すると、2351万1810円（1株当たり3605円）となる。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 音子）

◇ 以上の判例について詳細（全文・A4版10枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますので下記あてご一報ください。